

さいたま市告示第 1 2 8 4 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、浦和区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路の種類 県道

路線名	区間	供用開始年月日
吉 場 安 行 東 京 線	さいたま市緑区大字大間木字八町 1890 番 2 地先	令和 7 年 8 月 2 日
	さいたま市緑区大字大間木字八町 1890 番 1 地先	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
E 第 1 9 3 号 線	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 5 地先	令和 7 年 8 月 2 日
	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 4 地先	
E 第 1 9 4 号 線	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 1 地先	令和 7 年 8 月 2 日
	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 6 地先	
2 0 9 0 号 線	さいたま市岩槻区大字馬込字四番 733 番 2 地先	令和 7 年 8 月 2 日
	さいたま市岩槻区大字馬込字四番 731 番 5 地先	
2 0 9 1 号 線	さいたま市岩槻区大字馬込字四番 712 番 6 地先	令和 7 年 8 月 2 日
	さいたま市岩槻区大字馬込字四番 733 番 5 地先	
2 1 0 1 号 線	さいたま市岩槻区大字馬込字四番 702 番 6 地先	令和 7 年 8 月 2 日
	さいたま市岩槻区大字馬込字四番 731 番 2 地先	